

いばらきオーガニック認証要領

(目的)

第1条 この要領は、環境負荷低減と高付加価値化の両立を実現する有機農業で生産された農産物のうち、実需者のニーズに対応できる一定の基準に基づいて生産される農産物の認証について必要な事項を定めることにより、県産有機農産物に対する実需者の信頼の確保及び差別化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この要領により認証された茨城県産有機農産物の名称を「いばらきオーガニック認証農産物」（以下「認証農産物」という。）とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

1 有機 JAS 認証

日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づき、有機農産物の日本農林規格に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査・判定した上で得られる証明のこと。

2 調査

本要領に基づき、対象となる農産物が第4条第4号に規定する要件を満たすか否かを判断するために実施する調査のことをいう。

(認証対象農産物)

第4条 この要領による認証の対象となる農産物は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 茨城県内で生産されている農産物であること。
- (2) 有機 JAS 認証を取得したほ場において、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）箇条 5 に定める基準を満たす方法により生産された農産物であること。
- (3) 第6条に定める申請時において、農業に由来する環境負荷低減を図るための取組を行ういばらきみどり認定を受けている者又は申請している者が生産した農産物であること。
- (4) 別に定める認証の対象となる品目及び認証基準を満たすこと。

(申請者の要件)

第5条 この要領による認証を受けようとする者は、茨城県内に住所を有し、第4条第1号から第3号に定める認証対象農産物を生産・販売する個人及び団体の責任者とする。

(認証の申請)

第6条 認証を受けようとする者は、第4条に定める要件を予め確認した上で、調査を希望する日の2週間前までに認証申請書(様式第1号)を県農林水産部農業技術課に提出する。

2 調査及び認証に要する経費は無料とする。

(調査)

第7条 前条の規定による申請を受理した場合、県は申請者と日程を調整した上で、調査を行う。なお、調査は認証の有効期間中、毎年度実施するものとし、申請品目の収穫期間に行う。

2 県は、調査対象農産物が第4条に規定する要件を満たすか否かについて、調査対象農産物や管理手法の目視による確認、根拠書類の確認及び申請者へのヒアリングにより調査を行う。なお、調査は原則2名以上で行うものとする。

3 調査の結果、第4条に規定する要件を満たしていないことが確認された場合は、申請者と協議の上、再調査を実施することができ、再調査は初回の調査日から1か月以内に実施するものとする。

(認証書等の交付)

第8条 県は、調査の結果に基づき、認証することが適当と認める場合は、認証を決定するものとし、申請者に対し認証結果通知書(様式第2号)を交付するものとする。

2 県は、審査の結果、認証することが適当でないと認めるときは、認証しないものとし、申請者に対して認証結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(認証農産物の表示)

第9条 前条による認証を受けた第5条に規定する者(以下「認証取得者」という。)は、認証マークの使用申請を行った上で、認証農産物等に次の認証マークを表示することができるものとする。

(認証の更新)

- 第14条 認証の更新を希望する認証取得者は、認証書の発行日から3年を経過する日の2か月前から第6条に準じ更新申請を行うものとする。
- 2 更新による認証書の有効期限は、更新日から3年間とする。
 - 3 認証の更新に際しては、第7条の規定に基づく調査を行う。

(変更の届出)

- 第15条 認証取得者は、申請した内容を変更又は認証を取り下げるときは、第6条の規定に準じ変更申請を行うものとする。その際、変更内容が審査時と大きく異なり、県が第4条に定める要件に適合しないと判断する場合は認証を取り消すことができる。

(認証取得者の責務)

- 第16条 認証取得者は、この要領の定めるところを遵守するとともに、次の事項に留意しなければならない。
- (1) 認証取得者は、別に定める認証基準に則した管理を行い、1年に1回以上、自己点検を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めること。
 - (2) 認証農産物について、県内外の流通関係者や消費者に対し積極的な情報発信に努めること。
 - (3) 認証農産物に係る問合せ及び苦情等に適切に対応すること。

(公表)

- 第17条 県は、認証取得者の組織名称または氏名、認証農産物の品目名等を県のホームページに掲載し、情報発信に努めることとする。
- なお、認証取得者が情報の公表を希望しない場合はこの限りでない。

(書類の整備及び保管)

- 第18条 認証取得者は、認証に関する書類等を整備し、認証を受けた日から3年間保管するものとし、県からの求めがあった場合にはこれを開示しなければならない。
- 2 県は、必要な書類について、調査を実施した日から3年間保管するものとする。
 - 3 県は、認証事項を記載した一覧表を作成・保管する。

(事故等の対応)

第 19 条 認証農産物について事故等が発生した場合は、認証取得者がその責任を負うものとし、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

2 県は、事故等が発生した場合、原因究明を行うとともに、認証取得者に対し適切な指導を行うものとする。

(認証の取消)

第 20 条 県は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該認証を取り消し、認証取消通知書(様式第 6 号)を認証取得者宛て通知する。

(1) 認証取得者の取組が第 4 条に定める要件を満たしていないなど、不適切な事実が確認され、かつ県による改善指導に従わない場合

(2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合

(3) その他、認証取得者が、認証農産物の信頼性を著しく損なう行為をした場合

2 認証が取り消された認証取得者は、取消の日から起算して 2 年間を経なければ当該制度への申請をすることができない。

(その他)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、令和 8 年 3 月 24 日から施行する。

2 県は、本県の有機農業を取り巻く環境を踏まえ、本認証の運用や体制について検討を加え、必要があると認めるときは、本要領の改正、廃止など所要の措置を講ずるものとする。